

三八城公園下地区 生活道路整備事業

～安全・安心な暮らしを守り、
人にやさしいまちづくりを推進します～



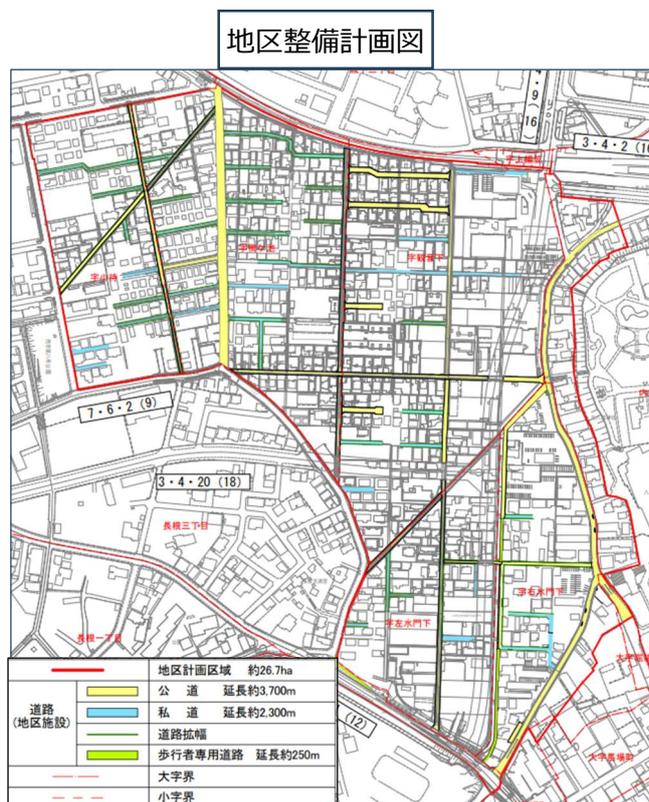
令和8年4月

八戸市

【1】地区計画

三八城公園下地区は、これまで売市第三地区として区画整理事業が決定されていたものの、長い間事業が進まず、道路などの公共施設の整備が遅れていました。そこで、区画整理事業を廃止し、あらためて「地区計画」を都市計画として定め、その中に今後の道路整備の方針となる「地区整備計画」を位置づけました。これにより、地域の状況に合わせた現実的な進め方が可能になります。

令和8年度からは、この計画に基づいて生活道路の整備に着手し、歩行者や車が安全に通れる環境づくりを進め、安全・安心な暮らしを守り、人にやさしいまちづくりを推進してまいります。



【2】事業の内容

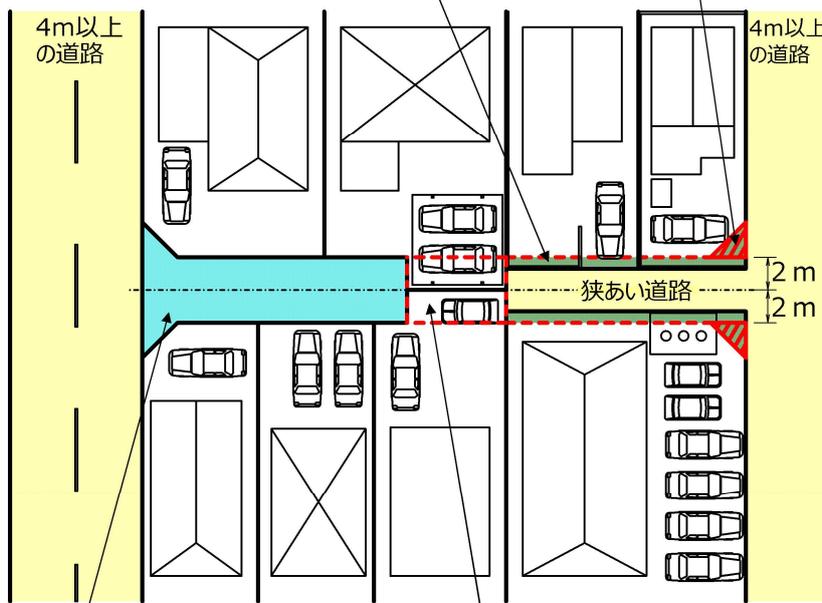
生活道路整備事業は、具体的には以下の四つの事業で構成します。

①狭あい道路の拡幅整備

幅員4m未満の狭あいな道路については、幅員4m以上となるように拡幅します。

②すみ切りの整備

道路の交差部では、すみ切りを整備します。



③私道の寄附等による整備

道路が私道の場合には、市に寄附等をして整備します。

④行き止まり道路解消のための新規道路の整備

行き止まりの解消など、必要と認められる道路については、市と沿線の地権者が事前に合意したうえで、新たな路線として位置づけ、整備を進めます。

【3】事業用地について

市は、以下の条件で寄附または買収にて用地を取得し、事業を進めます。

【表】整備用地の種類に応じた用地の取得方法及び取得価格

整備用地の種類	私道 (固定資産税が 非課税の土地)	私道(課税) 及び 拡幅用地	すみ切り 及び 路肩等	新設用地 (新規路線)
用地の 取得方法	寄附	寄附(申込のあった場合)または買収		
取得価格	—	※評価額×(K)	評価額×1.0	評価額×1.0

評価額の算出方法等の詳細については、別途、要綱やガイドラインを確認ください。
上表における、係数(K)については、下記のとおりとします。

私道用地(課税)の場合、0.1

拡幅用地の場合は以下のとおり

間口が4メートル以下の部分 :0.1

間口が4メートル超で8メートル以下の部分:0.4

間口が8メートルを超える部分 :0.7

【4】立木や工作物等の移転補償について

市は、一般的な公共事業の補償基準で算定した補償額に対して、道路用地の別ごとに定めた、下表の上限額の範囲内で補償をすることとします。

【表】後退用地(道路中心線から2mまでの拡幅用地)における補償限度額

	塀・門柱・擁壁	電気・通信・ 上下水道設 備(注)	樹木 生け垣	建築物 その他 工作物	合算 上限額
後退用地内	100万円(※)	200万円	50万円	100万円	200万円

(※)表は、間口が4メートル以下の場合の上限額

間口が4メートル超で8メートル以下の場合 150万円

間口が8メートルを超える場合 200万円

【表】特別な場合(後退用地内以外)の補償限度額

道路後退線と 拡幅後退線に 挟まれた用地内	300万円	200万円	50万円	300万円	300万円
すみ切り用地と 路肩等用地内	600万円		100万円	600万円	600万円
新設用地	600万円		100万円	600万円	600万円

【表】上記による複数の補償を併せてうけることができる場合の補償限度額

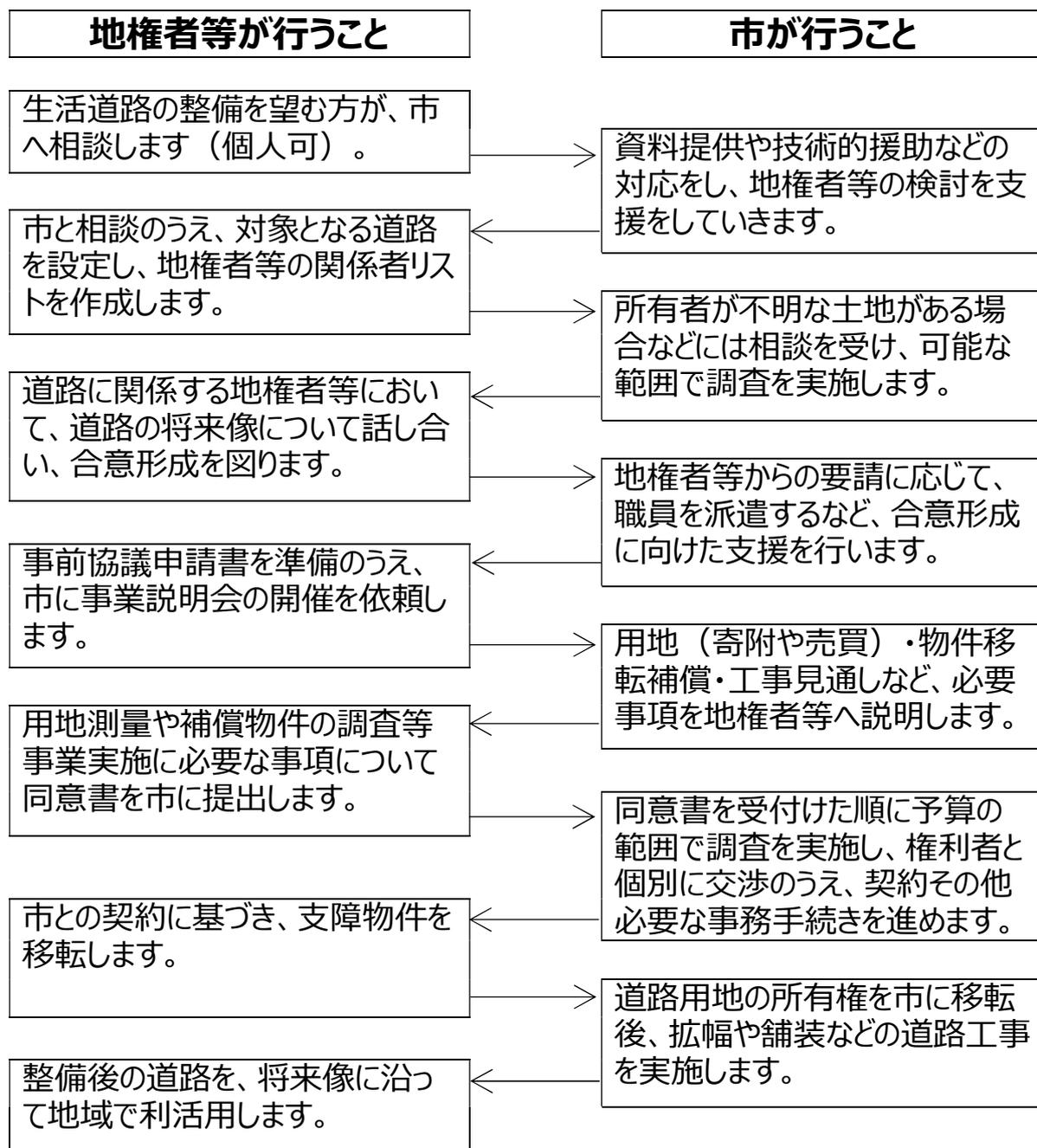
合算上限額	600万円	200万円	100万円	600万円	1,000万円
-------	-------	-------	-------	-------	---------

(注)浄化槽については、原則として補償対象外です。

用地の種別及びその他詳細については、別途、要綱やガイドラインを確認ください。

【5】事業の進め方のイメージ

以下のようなステップを経ながら事業を進めていきます。



【問い合わせ】

本事業では、このパンフレットの内容を詳しく説明したガイドラインや市の制度を定めた要綱を別途定めています。必要に応じて、内容を詳しく説明いたしますので、下記へお問い合わせください。

八戸市 都市整備部 都市政策課 区画整理グループ
 〒031-8686 八戸市内丸一丁目 1-1
 TEL: 0178-43-9128 FAX: 0178-41-2302
 E-mail: toshisei@city.hachinohe.lg.jp